



やちよ 農業委員会だより

第137号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員 川田 弘幸
担当地区：久下田，大渡戸，
大里，小屋

農地を守る農業委員として約二年が経ちました。現在農業を取り巻く環境は厳しく、諸材料、肥料の高騰により農業経営は悪化し、遊休農地は年々増加傾向にあります。私の担当する地区は水稲が中心であります。米価の下落や農業者の高齢化により離農する農家が増えています。農業活性化のため、遊休農地の発生防止、担い手への農地集約化の支援等、農業委員として出来る限りの努力をしております。



農業委員 河口 博
担当地区：本田，松山，前山，
天王木番田，築越六軒，二ツ釜，
道前六保，平塚新田

農業委員を拝命して、九月で二年目になりました。担当する地区は八つの行政区で、毎月議案が複数あり、いつも苦慮しています。毎年八月初め頃に推進委員の方々と、遊休農地の悉皆調査を実施しています。特に谷津田は年々遊休農地の割合が増加しています。区画された田畑が永遠に次世代に受け継がれてく様に地域を見守り、町が基幹として位置付けた農業の進路と諸問題に今後、後継者が希望をもって取り組める様に国政、町政の支援策に期待し、残された任期を微力ながら全うする所存です。

農地利用意向調査の 実施について

農業委員会では、農地法に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、その調査結果をもとに農地利用意向調査書を11月頃に送付いたします。対象になる方は、調査への回答と農地の適正な管理にご協力をお願いします。

調査の対象：耕作・管理がされていない農地の所有者等

※この調査と行き違いで、耕作を再開等されていた場合はご容赦ください。



農業委員 馬場 章
担当地区：水口，松本

農業委員としての任期もあと一年になろうとしています。就任する前は仕事の内容を、農地法に関する許可の審議だけだと思っておりました。しかし、いざ農業委員として働いてみると、その活動内容は多岐にわたり、農業の様々な問題を目の当たりにしました。農家の高齢化、若者の農業就業者の少なさ、遊休農地の増加など、すぐに解決できる問題ばかりではありませんが、八千代町の農地の有効活用と農業発展のために、農業委員として日々活動していきたいと思っています。

農地が狙われています！

業者等から遊休農地等の管理できていない農地を貸してほしいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂や過剰な堆肥の投入、産業廃棄物等を堆積されてしまう事例が発生しています。

このような状況になった場合は、「農地所有者が原状回復等の責務を負う」ことがあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、自分の農地は責任を持って自分で守りましょう。

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

発行日：毎週金曜日

購読料：月700円（紙媒体）月500円（電子媒体）

※お申し込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで

人・農地プランから地域計画へ

これまで人・農地プランの策定は法定化されていませんでしたが、令和4年5月に改正された農業経営基盤強化促進法では、令和7年3月末までに地域の農業を持続させていくための方針として地域計画を策定することが定められました。

この地域計画とは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図です。農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足等が心配される中、10年後に誰がどのように農地を耕作し農業を維持・発展させていくのかを地域ごとの話し合いに基づきまとめる計画です。

現況地図を見ながら話し合いを進め、10年後に目指すべき農地利用の姿を表示した目標地図を作ります。

地域計画の実現を目指して、目標地図に沿った担い手への農地集積・集約を進めていきます。

— 農業者年金でしっかり積み立て 安心して豊かな老後を —



○農業者年金の6つのポイント

◆ 農業者なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している60歳未満の方。

◆ 少子高齢化に強い確定拠出型の積立方式年金

自分が納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立式の年金です。

◆ 保険料の額は自由に選択できます

保険料は月額2万円から6万7千円の範囲内で、自由に選ぶことができます。

◆ 終身年金で、80歳までの保証があります

年金は生涯支給され、もし80歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金が支給されます。

◆ 税制面の優遇措置があります

保険料全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。

◆ 保険料の国庫補助制度があります

一定の要件を満たす農業者には、保険料(月額2万円)の2割、3割、5割の国庫補助があります。

○令和4年からの3つの改正のポイント

※平成14年から始まった新たな年金事業のみが対象です。

◆ 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます（令和4年1月1日以降）

35歳未満で一定の要件を満たす農業者は、保険料の納付下限額が1万円に引き下げられます。

◆ 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和4年4月1日以降）

昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象で、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択できます。

◆ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和4年5月1日以降）

国民年金の任意加入者で、年間60日以上農業に従事している方に限り、上限が65歳未満まで引き上げられます。

